

（質問第五十九号） 昭和二十二年九月二十日配付

利根川及荒川堤防決壊に關しての質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年九月十九日

石川一衛

参議院議長 松平恒雄殿

利根川及荒川堤防決壊に關しての質問主意書

一、利根川筋右岸栗橋町上流四軒原道村地先の今回の堤防決壊箇所は、測定水準下にあるを以て、十数年前より、地方関係町村は、毎年内務省に之が補強工事の促進を執拗に、申請し來りたるも、更に当局においては、之に應ずる色無く、遂に今次の災害を惹起するに至つたのは、当然の歸結に過ぎなかつたのである。その怠慢も甚だしく、依つて本決壊により生ずる凡ての責任は、当然國家が負うべきものたるは、論を俟たず。復旧工事一切の支弁、及びこれによつて生じた損害は、國庫より支出すべきものと確信する。

なお本川担当責任者に対しては、如何に責任を追求する考えで居られるか。

二、利根川河川改修工事完了後、その維持費として、毎年一千五百万円計上支出されている。これは如何なる工事に充たせられたのか。最近十箇年間にわたる支出明細書を提出せられたい。

三、荒川筋左岸決壊箇所田間宮村地先も、利根川同様、地元関係町村より、これまた毎年内務省に、堤防

補強工事を陳情し來つたにも拘らず、当局は放慢、今日に及び遂に決壊するに至つたのは、総て國家の責任たるは申すまでも無く、依つて利根川同様、一切の損害及びその復旧等の支弁は、國家においてなすべきものと認める。

以上三件につき文書を以て御回答願いたい。